

## 平成25年度予算における地域公共交通確保維持改善事業の変更(拡充)点

平成25年度予算概算決定では、以下の通り支援の拡充措置が盛り込まれた。

### 地域協働による持続可能な生活交通の確保・維持に対する支援

#### ○地域協働推進事業費補助金の創設【新規】

地域の関係者の協働・連携による利用促進に資する取組み(利用促進、公共交通サービスの情報提供、地域ワークショップの開催等)に要する費用を支援  
(補助率1/2 補助対象期間:2年間 事業期間:3年間以上)

#### ○鉄道事業再構築事業に対する支援【拡充】

公有民営方式等の地域鉄道の安全設備整備等への支援を拡充  
(一定要件の下に補助率を1/3から1/2にかさ上げ)

#### ○幹線バス交通に対する支援【拡充】

地域協働推進事業の実施を前提に、幹線系統において補助要件の緩和等を行う

### 東日本大震災の被災地域に対する支援

#### ○被災地域における地域内の生活交通の確保・維持の取組みに対する支援【拡充】

被災地域における地域内のバス交通、乗り合いタクシー等の確保・維持に対する支援に関し、すべての実証運行を有償により行う場合に限り、補助上限額を3,500万円から4,500万円に引き上げ  
(無償による実証運行を含む場合は、3,500万円)

(参考)離島航路に対する支援

上記のほか、改正離島振興法の趣旨を踏まえ、離島航路補助対象航路のうち運航便数が1日1便未満のもの利便性を改善する取組を促進するため、当該航路の増便に要する費用について増便後3年間重点的に支援。

# 地域協働推進事業費補助金の創設について

## 位置づけ

持続可能な地域公共交通体系を構築するためには、地域の関係者が協働・連携しながら確保・維持に向けた取組みを推進する必要。

→ 特に、地域ぐるみによる利用促進が必要かつ効果的であることから、これに係る取組み及び公共交通サービスの情報提供等に要する経費等について、一定の要件の下、国が補助できることとする。

地域公共交通調査事業費補助金と並立して地域協働推進事業費補助金を創設する。  
(両補助金を「地域公共交通調査等事業」と総称)

## 地域協働推進事業

地域ぐるみ(行政、事業者、住民、地元商店街等)による利用促進、公共交通サービスの情報提供等、地域公共交通の確保・維持に向けた取組みの継続的实施

## 地域協働推進事業費補助金の概要

◇補助要件……………① 事業の実施に関する事項を記載した計画(地域協働推進事業計画)が、以下の認定基準により、国から認定を受けていること。

【認定基準】 (1) 法定の連携計画における位置づけ (2) 継続的かつ計画的な取組みの実施(3年以上)  
(3) 地域の連携協働体制の確立(役割分担の明確化) (4) 効果目標の設定

② 補助を受けようとする法定協議会の市町村の区域内において、以下のいずれかの事業が実施されている(予定も含む)こと  
・確保維持事業(地域間幹線、地域内フィーダー、補助対象離島航路、離島航空路)  
・鉄道軌道安全輸送設備等整備事業(地域鉄道)

◇補助対象経費……………モビリティマネジメント(MM)(注)の実施、地域ワークショップ、地元検討会等の開催、公共交通マップ、総合時刻表等の作成、公共交通・乗継情報等の提供、割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費

◇補助率……………1/2

◇実施期間…最大2年間

◇補助対象事業者…法定協議会

(注)モビリティマネジメント…過度に自動車に頼る状態から公共交通などを「かしこく」使う方向へと転換することを促す取組み(広報や情報提供による啓発活動等)



<地域ワークショップ>



<総合時刻表>